

バイオフィジオロジー研究会

会則

バイオフィジオロジー研究会 会則

第1章 総則

第1条：本会はバイオフィジオロジー研究会と呼称する。

第2条：本会は事務局を京都大学医学部附属病院呼吸器内科に置く。

第2章 目的および事業

第3条：本会は細胞レベルのミクロな解析と臓器レベルのマクロな解析を生物生理学として統合し、その成果を臨床に還元することを目的とする。

第4条：本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 研究発表会、学術講演会などの開催
2. 研究会誌の発行
3. 国内・国際交流
4. その他、本会の目的達成に必要と認められた事業

第3章 会員

第5条：本会は会員制とし、会員は本会の目的達成に協力するもので以下の通りとする。

1. 正会員
2. 賛助会員

第6条：正会員は会費を納入する個人とする。

第7条：賛助会員は本会の目的に賛同し、かつ事業を維持するための助成金を納める団体または個人とする。

第8条：本会に入会を希望するものは会費を添えて本会事務局に申し込むものとする。

第9条：会員の推薦があれば会員以外のものも本会主催の研究発表会、学術講演会に自由に参加できる。

第4章 役員

第10条：本会は事業遂行のために以下の役員を置く。

1. 代表世話人若干名
2. 世話人若干名
3. 幹事若干名

- 第11条：上記役員が役員会を構成する。
- 第12条：代表世話人、世話人は本会の運営を具体的に遂行する。
- 第13条：幹事の中に編集幹事を若干名置く。編集幹事は研究会誌の編集、発行に関する業務を行う。
- 第14条：幹事の中に会計幹事を若干名置く。会計幹事は本会の事業遂行に必要な経費出納に関する業務を行う。
- 第15条：役員を追加、削除に関しては役員会の審議で決定する。

第5章 会議

- 第16条：本会は年1回研究発表会を開催する
- 第17条：本会は学術講演会を適宜開催する。
- 第18条：本会の運営に関する細目は役員会で決定する。
- 第19条：代表世話人、世話人は役員会を適宜開催し必要事項の審議を行う。

第6章 会計

- 第20条：本会の事業遂行に関する経費は会費、各種補助金、寄付金その他をもってこれに充てる。
- 第21条：会計年度は毎年1月1日より始まり12月31日に終わる。
- 第22条：会費の年額は役員会で決定する。

第7章 会則

- 第23条：本会会則を変更するには出席者の3分の2以上の同意を得て評決されることを要する。

第8章 附則

- 第24条：本会会費は年額
- | | |
|------|-------------------|
| 正会員 | 3,000円 |
| 賛助会員 | 50,000円（一口）以上とする。 |
- 第25条：本会会則に疑義が生じた場合には役員会の解釈による。
- 第26条：平成14年2月24日をもって発効する。